

## 横須賀市社会福祉功労者表彰基準

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉の発展・向上等に功績のあったものに対し、市長がその功績をたたえるための表彰について必要な事項を定める。

### (表彰の方法等)

第2条 表彰は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、前項の表彰状等は、その遺族に贈呈する。

### (福祉功労表彰)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者を表彰の対象とする。

- (1) 社会福祉事業を行っている施設等または社会福祉法人での勤続年数が通算15年以上であって、施設等の長または法人役員としての歴が2年以上である者。
- (2) 社会福祉団体の役員として、15年以上の勤続者。
- (3) 社会福祉事業を行っている施設等の医師、看護師、保育士、寮母又は指導員等として、15年以上の勤続者。
- (4) 社会福祉事業を行っている施設等の薬剤師、調理師、用務員又は事務員等として、20年以上の勤続者。
- (5) 民生委員児童委員、保護司、里親、社会福祉推進委員又は家庭的保育者として、20年以上の在職者。
- (6) 民生委員児童委員、保護司、里親、社会福祉推進委員、家庭的保育者又は社会福祉事業を行っている施設等の従事者として、30年以上の在職者又は勤続者。
- (7) その他特に市長が認めたもの。

### (自立更生表彰)

第4条 身体障害者で、社会福祉関係法に規定されている生活上の障害を克服して自立更生し、他の模範と認められ、次の各号に該当するもので、地区民生委員協議会または障害者関係団体から推薦されたものを表彰の対象とする。

- (1) 市内に住所を有するもの。
  - (2) 年齢が35歳以上であるもの。
  - (3) 障害等級が4級以上のもの。
- 2 障害者雇用奨励金の支給対象者で、次の各号のいずれかに該当するものを表彰の対象とする。
- (1) 同一事業所に5年以上勤務しているもの
  - (2) 同一事業所に10年以上勤務しているもの
  - (3) 同一事業所に20年以上勤務しているもの

(更生援護表彰)

第5条 身体障害者の更生援護活動又は事業につくし、特にその功績が顕著なもので、次の各号に該当するもので、地区民生委員協議会または障害者関係団体から推薦されたものを表彰の対象とする。

(1) 年齢が45歳以上であるもの。

(2) 10年以上更生援護を行っているもの。

2 障害者の雇用促進事業につくし、障害者雇用奨励金の支給対象者を5年以上雇用したものを表彰の対象とする。

(基準日)

第6条 被表彰者の調査は、毎年3月31日を基準日として行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回横須賀市社会福祉大会において行う。ただし、感染症の流行等やむを得ず開催できない理由がある場合は、この限りではない。

(再表彰)

第8条 この基準により既に表彰を受けたものであっても、新たに表彰事由が生じたときは、重ねて表彰することができる。

附 則

この基準は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

2 第3条第2項に定める者のほか、平成12年4月1日から平成17年3月31日までの5年間にわたり寄付を行いその合計が50万円以上（物品を含む）となった者に対し、感謝状および記念品を贈呈する。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和 4 年 7 月 4 日から施行する。

2 本市に対し、社会福祉（児童福祉を含む。）のために活用することを目的として寄附を行ったものに対する感謝状の贈呈については、別に定める。